

平成二十一年六月十九日受領
答弁第五二二二号

内閣衆質一七一第五二二二号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員近藤昭一君提出北方領土の不法占拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員近藤昭一君提出北方領土の不法占拠に関する質問に対する答弁書

一、二、五及び六について

北方四島がロシア連邦によって不法占拠されているというのは、従来から一貫した政府の法的立場である。

三及び四について

我が国は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）に基づき、千島列島及び我が国が千九百五十年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部等に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄しており、その帰属についての見解を述べる立場にない。